

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例…… (人事課)	1
○北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例…… (人事課)	1
○北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 …… (教育庁給与課)	21
○市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一 部を改正する条例…… (教育庁給与課)	35
○北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 …… (警察本部警務課)	37

条 例

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第52号

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一
部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の150」に改める。

第2条 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100
分の155」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4

月1日から施行する。

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第53号

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（北海道職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を
次のように改正する。

第19条第1項中「第19条の3まで」の次に「及び附則第29項第3号」を加え、
同条第2項中「100分の150」を「100分の135」に改め、「第19条の4」の次に
「及び附則第33項」を加え、「100分の130」を「100分の115」に改め、同条第
3項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の85」を「100分の80」に、
「100分の130」を「100分の115」に、「100分の75」を「100分の70」に改め、
同条第4項中「死亡した日現在」の次に「。附則第29項第3号において同
じ。」を加える。

第19条の4第1項中「この条」の次に「及び附則第29項第4号」を加え、同
条第2項第1号中「次項」の次に「及び附則第29項第4号」を加え、「100分の
70」を「100分の65」に、「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中
「100分の35」を「100分の30」に、「100分の45」を「100分の40」に改める。

附則第22項中「同じ。）」の次に「並びに附則第29項」を加え、同項ただし書
中「並びに第8条」を「、第8条」に改め、「係る給料月額」の次に「並びに
附則第29項の規定により給与から減ずる額及び附則第32項に規定する勤務1時
間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額」を加える。

附則第24項中「勤勉手当基礎額」の次に「並びに附則第29項の規定により期
末手当及び勤勉手当から減ずる額」を加え、「含む。）中「」を「含む。）並
びに附則第29項第3号及び第4号中「割合を乗じて」に、「得た額に」を「割合
を乗じて得た額に」に改める。

附則に次の7項を加える。

29 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員

(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額(当該特定職員が第13条ただし書の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条ただし書の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額(当該特定職員が同条ただし書の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の給料月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項及び附則第31項から第33項までにおいて「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第32項において「給料月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分

に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第19条の4第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第33項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第19条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第33項において「勤勉手当減額基礎

額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第19条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

- (5) 第21条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第21条第1項 前各号に定める額
- イ 第21条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ウ 第21条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- エ 第21条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- オ 第21条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

給 料 表	職務の級
行政職給料表	6級
研究職給料表	5級
医療職給料表(2)	6級
医療職給料表(3)	6級

- 30 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 31 附則第29項の規定により給与が減ぜられて支給される職員(以下この項において「減額支給対象職員」という。)についての第13条本文の規定により勤務しない1時間につき給与から減額する額は、同条本文の規定にかかわらず、同条本文の規定により算出した減額する額から、給料月額(人事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該給料月額に、人事委員会規則で定める額を加算した額)に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間

に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、当該減額支給対象職員の給料月額から当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額(人事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該額に、人事委員会規則で定める額を加算した額)に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

32 附則第29項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第14条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第18条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額(人事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該給料月額に、人事委員会規則で定める額を加算した額)に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額(人事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、人事委員会規則で定める額を加算した額)に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

33 附則第29項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第29項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975(特定幹部職員にあっては、100分の1.275)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65(特定幹部職員にあっては、100分の85)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

34 平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間における附則第22項の規定の適用については、同項中「100分の92.5」とあるのは「100分の93」と、「100分の91」とあるのは「100分の91.5」とする。

35 附則第24項の規定は、平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、適用しない。
別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300	
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000	
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900	
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800	
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700	
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600	
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500	

40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	541,200
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	542,100
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	543,000
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	543,900
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400		
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200		
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000		
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800		
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400		
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500			
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200			
56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900			
57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600			
58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300			
59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000			
60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700			
61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300			
62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000			
63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700			
64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400			
65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900			
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500			
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200			
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900			
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400			
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100			
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800			
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500			
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000			
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700			
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400			
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100			
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600			
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000				
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700				
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400				
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900				
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600				
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300				
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000				
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500				

再任
用職
員以
外の
職員

86	239,700	295,700	344,500	385,700						
87	240,400	296,100	345,000	386,300						
88	241,100	296,500	345,500	386,900						
89	241,900	296,800	345,900	387,600						
90	242,400	297,200	346,400	388,200						
91	242,900	297,600	346,900	388,800						
92	243,400	298,000	347,400	389,400						
93	243,700	298,200	347,700	390,100						
94		298,600	348,200	390,700						
95		299,000	348,700	391,300						
96		299,400	349,200	391,900						
97		299,600	349,500	392,600						
98		300,000	350,000							
99		300,400	350,500							
100		300,800	351,000							
101		301,000	351,300							
102		301,400	351,700							
103		301,800	352,100							
104		302,200	352,500							
105		302,400	353,000							
106		302,800								
107		303,200								
108		303,600								
109		303,800								
110		304,200								
111		304,600								
112		305,000								
113		305,200								
114		305,600								
115		306,000								
116		306,400								
117		306,600								
118		306,900								
119		307,200								
120		307,500								
121		307,900								
122		308,200								
123		308,500								
124		308,800								
125		309,200								
再任用職員	186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600	532,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第22条及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条関係)

海 事 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
1		162,900	216,200	260,300	313,100	355,700
2		165,200	218,300	262,100	315,600	358,200
3		167,500	220,400	263,900	318,100	360,700
4		169,800	222,500	265,700	320,600	363,200
5		172,200	224,500	267,300	323,100	365,600
6		174,700	226,600	269,300	325,600	368,800
7		177,100	228,700	271,300	328,100	372,000
8		179,600	230,800	273,300	330,500	375,200
9		181,800	233,000	275,200	333,000	378,200
10		184,200	234,900	278,000	335,500	381,300
11		186,600	236,800	280,700	338,000	384,400
12		189,100	238,700	283,300	340,500	387,500
13		191,600	240,600	286,000	343,000	390,500
14		194,200	242,500	288,800	345,500	393,300
15		196,900	244,400	291,600	348,000	396,100
16		199,500	246,300	294,300	350,500	398,900
17		201,900	248,200	296,900	353,000	401,800
18		204,600	250,100	299,500	355,500	403,900
19		207,300	252,000	302,100	358,000	406,000
20		210,000	253,900	304,700	360,500	408,100
21		212,600	255,600	307,200	363,000	410,000
22		214,200	257,300	308,900	365,400	412,000
23		215,800	259,000	310,600	367,700	414,000
24		217,400	260,700	312,300	370,100	416,000
25		218,900	262,500	313,900	372,600	417,800
26		220,400	264,300	315,800	375,000	419,500
27		221,900	266,100	317,700	377,400	421,300
28		223,400	267,900	319,600	379,800	423,100
29		225,000	269,600	321,300	382,000	424,400
30		226,100	271,300	323,100	384,200	426,000
31		227,200	273,000	324,900	386,400	427,600
32		228,300	274,700	326,700	388,600	429,300
33		229,500	276,100	328,300	390,700	430,900
34		230,400	277,800	329,900	392,500	432,200
35		231,300	279,400	331,400	394,300	433,500
36		232,200	281,000	333,000	396,100	434,800
37		233,100	282,400	334,700	398,000	436,200
38		234,000	283,800	336,300	399,500	437,200
39		234,900	285,200	337,900	401,000	438,200
40		235,800	286,600	339,500	402,500	439,200
41		236,800	288,000	341,000	403,500	440,100
42		237,700	289,300	342,500	404,800	440,900

43	238,600	290,500	344,000	406,100	441,700
44	239,500	291,700	345,500	407,500	442,500
45	240,400	293,000	347,100	409,000	443,200
46	241,300	294,400	348,500	410,400	443,900
47	242,200	295,800	349,900	411,800	444,600
48	243,100	297,200	351,300	413,200	445,300
49	243,700	298,700	352,600	414,600	446,000
50	244,400	299,800	354,100	415,500	446,700
51	245,100	300,900	355,600	416,400	447,400
52	245,800	302,000	357,100	417,300	448,100
53	246,200	303,200	358,500	417,900	448,800
54	246,900	304,300	359,900	418,500	449,500
55	247,500	305,400	361,300	419,100	450,200
56	248,200	306,500	362,700	419,700	450,900
57	248,800	307,700	363,700	420,300	451,600
58	249,500	308,800	364,900	420,900	452,300
59	250,200	309,900	366,100	421,500	453,000
60	250,900	311,000	367,400	422,100	453,700
61	251,600	311,900	368,600	422,700	454,300
62	252,300	312,700	369,200	423,300	455,000
63	252,900	313,500	369,800	423,900	455,700
64	253,500	314,300	370,400	424,500	456,400
65	254,000	314,900	370,800	425,100	456,900
66	254,500	315,600	371,300	425,700	457,600
67	255,000	316,300	371,800	426,300	458,300
68	255,500	317,000	372,300	426,900	459,000
69	255,800	317,800	372,900	427,600	459,500
70			373,400	428,200	460,200
71			373,900	428,800	460,900
72			374,400	429,400	461,600
73			375,000	430,100	462,100
74			375,500	430,700	462,800
75			376,000	431,300	463,500
76			376,500	431,900	464,200
77			377,100	432,600	464,700
78			377,600	433,300	465,400
79			378,100	434,000	466,100
80			378,600	434,700	466,800
81			379,200	435,200	467,300
82			379,700	435,900	
83			380,200	436,600	
84			380,700	437,300	
85			381,300	437,800	
86			381,800	438,500	
87			382,300	439,200	
88			382,800	439,900	

再任
用職
員以
外の
職員

89			383,400	440,400	
90			383,900	441,100	
91			384,400	441,800	
92			384,900	442,500	
93			385,400	443,000	
94			385,900	443,700	
95			386,400	444,400	
96			386,900	445,100	
97			387,500	445,600	
98			388,000		
99			388,500		
100			389,000		
101			389,600		
102			390,100		
103			390,600		
104			391,100		
105			391,700		
106			392,200		
107			392,700		
108			393,200		
109			393,800		
110			394,300		
111			394,800		
112			395,300		
113			395,900		
再任用職員	218,900	249,100	283,400	325,500	355,200

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第4条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300	
2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200	
3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100	
4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900	
5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300	
6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100	
7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900	
8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600	
9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300	

10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,900
18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,600
19	163,500	228,200	323,400	369,200	442,400
20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,200
21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,100
22	170,200	236,600	330,200	375,100	450,800
23	172,500	239,400	332,200	377,100	453,500
24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,200
25	176,900	245,100	336,500	380,700	459,000
26	179,000	247,800	338,400	382,600	461,600
27	181,100	250,500	340,300	384,500	464,200
28	183,200	253,200	342,200	386,400	466,700
29	185,200	256,000	344,200	388,300	469,300
30	187,000	258,400	345,900	390,300	471,900
31	188,800	260,800	347,600	392,300	474,500
32	190,600	263,200	349,300	394,300	477,100
33	192,400	265,200	350,800	396,100	479,400
34	194,300	267,700	352,300	397,900	481,900
35	196,200	270,100	353,800	399,500	484,400
36	198,100	272,500	355,300	401,300	486,900
37	199,800	274,700	356,700	403,000	489,500
38	201,700	276,600	358,100	404,600	492,000
39	203,600	278,500	359,500	406,200	494,500
40	205,500	280,400	360,900	407,800	497,000
41	207,500	282,100	361,900	409,400	499,600
42	209,400	283,400	363,100	411,000	501,900
43	211,300	284,700	364,400	412,600	504,200
44	213,200	286,000	365,600	414,200	506,500
45	215,100	287,000	366,900	415,800	508,600
46	217,100	288,300	368,200	417,400	510,200
47	219,100	289,600	369,500	419,000	511,800
48	221,100	290,900	370,800	420,600	513,400
49	222,900	292,300	371,900	422,000	515,100
50	224,900	293,600	373,200	423,500	516,600
51	226,900	294,900	374,500	425,000	518,000
52	228,900	296,200	375,800	426,500	519,500
53	230,700	297,400	376,900	428,000	520,800
54	232,700	298,700	378,000	429,400	522,000
55	234,700	300,000	379,100	430,800	523,200

再任用職員以外の職員	56	236,700	301,300	380,200	432,200	524,400
	57	238,400	302,400	381,100	433,400	525,600
	58	239,900	303,600	382,000	434,800	526,600
	59	241,300	304,800	382,900	436,200	527,600
	60	242,800	306,000	383,800	437,600	528,600
	61	244,100	307,100	384,500	438,700	529,700
	62	245,500	308,200	385,300	439,700	530,600
	63	246,900	309,300	386,200	440,700	531,500
	64	248,300	310,400	387,100	441,700	532,400
	65	249,800	311,600	387,800	442,600	533,300
	66	251,200	312,700	388,600	443,500	534,200
	67	252,600	313,800	389,400	444,400	535,100
	68	254,000	314,900	390,200	445,300	536,000
	69	255,300	316,100	391,000	446,000	537,000
	70	256,800	317,200	391,700	446,900	537,900
	71	258,300	318,300	392,400	447,800	538,800
	72	259,800	319,400	393,100	448,700	539,700
	73	261,200	320,300	393,900	449,400	540,700
	74	262,600	321,400	394,600	450,300	
	75	264,000	322,500	395,300	451,200	
76	265,400	323,600	396,000	452,100		
77	266,500	324,700	396,800	452,800		
78	267,800	325,700	397,400	453,700		
79	269,100	326,700	398,100	454,600		
80	270,400	327,700	398,800	455,500		
81	271,800	328,800	399,500	456,200		
82	273,100	329,600	400,200	457,100		
83	274,400	330,300	400,900	458,000		
84	275,700	331,100	401,600	458,900		
85	276,900	332,000	402,200	459,600		
86	278,200	332,600	402,900			
87	279,500	333,200	403,600			
88	280,800	333,800	404,300			
89	281,900	334,200	404,900			
90	283,100	334,800	405,600			

	91	284,300	335,400	406,300		
	92	285,500	336,000	407,000		
	93	286,600	336,400	407,600		
	94	287,600	336,900	408,300		
	95	288,600	337,400	409,000		
	96	289,600	337,900	409,700		
	97	290,200	338,500	410,300		
	98	291,100	339,000	411,000		
	99	292,000	339,500	411,700		
	100	292,900	340,000	412,400		
	101	293,800	340,600	413,000		
	102	294,500	341,100			
	103	295,200	341,600			
	104	295,900	342,100			
	105	296,700	342,700			
	106	297,200	343,200			
	107	297,700	343,700			
	108	298,200	344,200			
	109	298,700	344,800			
	110	299,100				
	111	299,500				
	112	299,900				
	113	300,300				
	114	300,700				
	115	301,100				
	116	301,500				
	117	301,900				
	118	302,300				
	119	302,700				
	120	303,100				
	121	303,400				
再任用職員		216,300	262,000	288,000	331,400	391,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4イ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300

5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600
10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000
11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400
12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900
13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200
14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400
15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600
16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800
17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900
18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000
19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100
20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200
21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100
22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700
23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300
24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900
25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400
29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800
30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700
41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900
44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700
45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800	451,300
46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100
47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900
48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700
49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300
50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400	

再任 用職 員以 外の 職員	51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600
	57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200
	58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900
	59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600
	60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300
	61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800
	62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400
	63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100
	64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800
	65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300
	66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900	419,900
	67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600	420,600
	68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300	421,300
	69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800	421,800
	70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400	
	71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000	
	72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600	
	73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300	
	74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900	
	75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500	
	76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100	
	77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800	
	78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400	
	79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000	
	80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600	
	81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300	
	82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900	
	83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500	
	84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100	
	85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800	
	86		292,200	329,700	351,600	396,400	
	87		292,500	330,000	352,000	397,000	
	88		292,800	330,400	352,400	397,600	
	89		293,200	330,900	352,900	398,300	
	90		293,500	331,300	353,300		
	91		293,800	331,700	353,700		
	92		294,100	332,100	354,100		
	93		294,500	332,600	354,600		
	94		294,800	332,900	355,000		
	95		295,100	333,300	355,400		
	96		295,400	333,700	355,800		

97		295,800	333,900	356,300			
98		296,100	334,300				
99		296,400	334,700				
100		296,700	335,100				
101		297,100	335,300				
102		297,400	335,700				
103		297,700	336,100				
104		298,000	336,500				
105		298,300	336,700				
106			337,100				
107			337,500				
108			337,900				
109			338,100				
110			338,500				
111			338,900				
112			339,300				
113			339,500				
再任用職員	187,300	214,100	246,500	260,100	286,400	328,300	371,400

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400	
2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100	
3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800	
4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500	
5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,100	
6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,600	
7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,100	
8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	396,600	
9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	398,900	
10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	401,200	
11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	403,600	
12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	406,000	
13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	408,400	
14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	410,600	
15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	412,800	
16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	415,000	
17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	417,100	
18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	419,300	
19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	421,500	
20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	423,700	

21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400	425,700
22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600	427,600
23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800	429,500
24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000	431,400
25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000	433,200
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000	434,900
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000	436,600
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000	438,200
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000	439,700
30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900	441,300
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800	442,900
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700	444,500
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400	446,200
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100	447,800
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900	449,400
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700	451,000
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600	452,500
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400	454,000
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200	455,500
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000	457,000
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700	458,300
42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400	459,200
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100	460,100
44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700	461,000
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200	462,000
46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800	462,900
47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400	463,800
48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000	464,700
49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700	465,700
50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300	466,400
51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900	467,200
52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500	468,000
53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000	468,900
54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500	
55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000	
56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500	
57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800	
58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700	
59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600	
60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500	
61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400	
62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300	
63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200	
64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100	
65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000	
66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800	

再任用職員以外の職員	67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600
	68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400
	69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200
	70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400	449,000
	71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100	449,800
	72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800	450,600
	73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600	451,400
	74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200	452,200
	75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800	453,000
	76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400	453,800
	77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000	454,600
	78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600	455,400
	79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200	456,200
	80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800	457,000
	81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300	457,800
	82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900	
	83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500	
	84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100	
	85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600	
	86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200	
	87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800	
88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400		
89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800		
90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400		
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000		
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600		
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100		
94	283,600	318,200	353,600	372,900			
95	284,600	319,000	354,300	373,400			
96	285,600	319,800	355,000	373,900			
97	286,500	320,500	355,500	374,500			
98	287,300	321,200	356,000	375,000			
99	288,100	321,900	356,500	375,500			
100	289,000	322,600	357,000	376,000			
101	289,800	323,100	357,600	376,600			
102	290,600	323,700	358,100	377,100			
103	291,400	324,300	358,600	377,600			
104	292,200	324,900	359,100	378,100			
105	292,900	325,300	359,700	378,700			
106	293,400	325,800	360,200	379,200			
107	293,900	326,300	360,700	379,700			
108	294,400	326,800	361,200	380,200			
109	294,900	327,300	361,700	380,800			
110	295,300	327,700	362,200	381,300			
111	295,700	328,100	362,700	381,800			
112	296,100	328,500	363,200	382,300			

113	296,500	328,900	363,700	382,900			
114	296,900	329,300	364,200				
115	297,300	329,700	364,700				
116	297,700	330,000	365,100				
117	298,000	330,300	365,500				
118	298,400	330,700					
119	298,800	331,100					
120	299,200	331,500					
121	299,500	331,700					
122	299,900	332,100					
123	300,300	332,500					
124	300,700	332,900					
125	300,900	333,100					
126	301,300	333,500					
127	301,700	333,900					
128	302,100	334,300					
129	302,300	334,600					
130	302,700	335,000					
131	303,100	335,400					
132	303,500	335,800					
133	303,700	336,100					
134	304,100	336,500					
135	304,500	336,900					
136	304,900	337,300					
137	305,100	337,600					
138	305,500	338,000					
139	305,900	338,400					
140	306,300	338,800					
141	306,500	339,100					
142	306,900	339,500					
143	307,300	339,900					
144	307,700	340,300					
145	307,900	340,600					
146	308,300						
147	308,700						
148	309,100						
149	309,300						
150	309,600						
151	309,900						
152	310,200						
153	310,600						
154	310,900						
155	311,200						
156	311,500						
157	311,900						

再任用職員	233,800	258,600	266,000	276,400	293,600	331,700	377,500
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 北海道職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の115」を「100分の117.5」に改める。

第19条の4第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の85」を「100分の87.5」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の32.5」に、「100分の40」を「100分の42.5」に改める。

第20条第2項の表中「26,380円」を「26,060円」に、「14,580円」を「14,400円」に、「10,340円」を「10,220円」に、「23,360円」を「23,080円」に、「13,060円」を「12,900円」に、「8,800円」を「8,700円」に、「22,540円」を「22,260円」に、「12,860円」を「12,700円」に、「8,600円」を「8,500円」に改める。

附則第33項中「100分の0.975」を「100分の1.0125」に、「100分の1.275」を「100分の1.3125」に、「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の85」を「100分の87.5」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第20条関係）

地域の区分	地 域
1級地	旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、留萌市、稚内市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市及び伊達市（大滝区の区域に限る。） 空知総合振興局管内のうち 奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町 後志総合振興局管内のうち ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町及び赤井川村 胆振総合振興局管内のうち 厚真町、安平町及びむかわ町（穂別栄、穂別仁和、穂別和泉、穂別豊田、穂別、穂別稲里、穂別長和、穂別平丘、穂別安住、穂別富内及び穂別福山の区域に限る。） 日高振興局管内のうち

日高町（字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域に限る。）及び平取町
上川総合振興局管内
留萌振興局管内のうち
小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町及び天塩町
宗谷総合振興局管内
オホーツク総合振興局管内
十勝総合振興局管内のうち
音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町
釧路総合振興局管内
根室振興局管内

2級地
札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市、苫小牧市、美瑛市、江別市、三笠市、千歳市、登別市、恵庭市、伊達市（大滝区の区域を除く。）、北広島市及び石狩市
空知総合振興局管内のうち
南幌町、由仁町、長沼町、栗山町及び月形町
石狩振興局管内
後志総合振興局管内のうち
島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町及び余市町
胆振総合振興局管内のうち
豊浦町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町及びむかわ町（穂別栄、穂別仁和、穂別和泉、穂別豊田、穂別、穂別稲里、穂別長和、穂別平丘、穂別安住、穂別富内及び穂別福山の区域を除く。）
日高振興局管内のうち
日高町（字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域を除く。）、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町
渡島総合振興局管内のうち
長万部町
檜山振興局管内のうち
今金町及びせたな町
留萌振興局管内のうち

	増毛町 十勝総合振興局管内のうち 広尾町
3級地	函館市及び北斗市 渡島総合振興局管内のうち 松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町及び八雲町 檜山振興局管内のうち 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及び奥尻町

備考 この表に掲げる名称は、平成23年4月1日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成12年北海道条例第121号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「399,000」を「398,000」に、「460,000」を「459,000」に、「523,000」を「522,000」に、「609,000」を「608,000」に、「709,000」を「707,000」に、「810,000」を「808,000」に改める。

第6条第2項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

附則に次の1項を加える。

7 平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間における附則第5項の規定の適用については、同項中「100分の92.5」とあるのは、「100分の93」とする。

第4条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年北海道条例第67号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,000」を「375,000」に、「425,000」を「424,000」に、「478,000」を「477,000」に、「544,000」を「543,000」に、「621,000」を「620,000」に、「726,000」を「724,000」に、「850,000」を「848,000」に改める。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

附則に次の1項を加える。

13 平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間における附則第10項及び第11項の規定の適用については、附則第10項中「100分の92.5」とあるのは「100分の93」と、附則第11項中「100分の92.5」とあるのは「100分の93」と、「100分の91」とあるのは「100分の91.5」とする。

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の145」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

(北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「100分の99.76」を「100分の99.59」に改め、「相当する額」の次に「(給与条例附則第29項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」を加え、「若しくは第22項」を「、第22項若しくは第29項」に改める。

附則第11項中「附則第22項中」を「附則第22項本文中」に、「(「同じ。)」を「(「附則第29項」に、「第5条の」を「同項ただし書中「給料月額、」に、「第5条並びに」を「給料月額及び」に、「」とする」を「規定による給料の額並びに」と、「並びに」とあるのは「及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額は第4条及び第5条並びに平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定により定められる額とし、」と、「第4条」とあるのは「第4条」とする」に改める。

附則中第16項を第17項とし、第15項の次に次の1項を加える。

(給与条例附則第29項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の農林漁業普及指導手当に関する読替え)

16 給与条例附則第29項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対して農林漁業普及指導手当を支給する場合のその算出の基礎となる給料の月額に関する附則第8項の規定の適用については、同項中「額(給与条例附則第29項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)」とあるのは、「額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(任期付研究員等に係る最高の号俸を超える給料月額の切替え)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、当該各号に定める給料月額及び一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の指定職俸給表8号俸の額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

(1) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第5条第4項の規定による給料月額 第3条の規定による改正後の任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表に掲げる号俸の給料月額

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第7条第3項の規定による給料月額 第5条の規定による改正後の任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表に掲げる号俸の給料月額

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第19条第2項(同条第3項、第3条の規定による改正後の任期付研究員条例第6条第2項又は第5条の規定による改正後の任期付職員条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第4項及び第5項(これらの規定を北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第21条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項若しくは附則第29項、外国の地方公共団体の機

関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例(昭和63年北海道条例第1号)第4条第1項又は公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成13年北海道条例第54号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(この項後段において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(北海道職員の給与に関する条例(以下「道職員給与条例」という。)、北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。)、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)、北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。))及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。))の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(改正後の給与条例附則第29項の規定、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年北海道条例第54号)第1条の規定による改正後の学校職員給与条例附則第27項の規定(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。))又は北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年北海道条例第56号)第1条の規定による改正後の警察職員給与条例附則第28項の規定が施行されていたとした場合においてもこれらの項の規定の適用を受けず、かつ、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第11号)附則第8項から第10項までの規定、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第47号)附則第8項から第10項までの規定(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第48号)附則第2項において準用する場合を含む。))又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例（平成18年北海道条例第52号）附則第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。）若しくはこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるものであるもの若しくは道職員給与条例第4条第1項第4号アに規定する医療職給料表(1)若しくは任期付研究員条例第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（道職員給与条例第11条の2第2項、学校職員給与条例第10条の2の5第2項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）及び警察職員給与条例第13条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額並びに企業職員給与条例第6条の2に規定する単身赴任手当のうちこれに相当する額を除く。）、特勤勤務手当（道職員給与条例第12条の3、警察職員給与条例第14条の3又は企業職員給与条例第8条第2項若しくは第3項の規定による手当を含む。）、へき地手当（学校職員給与条例第11条の3の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）による手当を含む。）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.29を乗じて得た額に、8（平成22年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、8から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数に相当する数を減じた数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号俸
道職員給与条例第4条第1項第1号、学校職員給与条例第5条第1項第1号又は警察職員給与条例第5条第1項第2号に規定する行政職給料表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで

	5級 6級 7級	1号俸から24号俸まで 1号俸から16号俸まで 1号俸から4号俸まで
道職員給与条例第4条第1項第2号又は警察職員給与条例第5条第1項第3号に規定する海事職給料表	1級 2級 3級 4級 5級	1号俸から69号俸まで 1号俸から69号俸まで 1号俸から56号俸まで 1号俸から40号俸まで 1号俸から28号俸まで
道職員給与条例第4条第1項第3号又は警察職員給与条例第5条第1項第4号に規定する研究職給料表	1級 2級 3級 4級 5級	1号俸から96号俸まで 1号俸から72号俸まで 1号俸から40号俸まで 1号俸から24号俸まで 1号俸から4号俸まで
道職員給与条例第4条第1項第4号イに規定する医療職給料表(2)	1級 2級 3級 4級 5級 6級	1号俸から85号俸まで 1号俸から72号俸まで 1号俸から56号俸まで 1号俸から44号俸まで 1号俸から28号俸まで 1号俸から12号俸まで
道職員給与条例第4条第1項第4号ウに規定する医療職給料表(3)又は警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表	1級 2級 3級 4級 5級 6級	1号俸から96号俸まで 1号俸から80号俸まで 1号俸から56号俸まで 1号俸から44号俸まで 1号俸から28号俸まで 1号俸から8号俸まで
学校職員給与条例第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)	1級 2級 3級	1号俸から92号俸まで 1号俸から72号俸まで 1号俸から24号俸まで
学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表(2)	1級 2級 3級	1号俸から92号俸まで 1号俸から84号俸まで 1号俸から40号俸まで
市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する教育職給料表	1級 2級 特2級 3級	1号俸から92号俸まで 1号俸から84号俸まで 1号俸から48号俸まで 1号俸から40号俸まで
警察職員給与条例第5条第1項第1号に規定する公安職給料表	1級 2級 3級	1号俸から92号俸まで 1号俸から84号俸まで 1号俸から72号俸まで

4級	1号俸から56号俸まで
5級	1号俸から32号俸まで
6級	1号俸から24号俸まで
7級	1号俸から16号俸まで
8級	1号俸から4号俸まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.29を乗じて得た額

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

4 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第29項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（人事委員会規則への委任）

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

6 北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第8項本文中「第23条第1項」の次に「及び附則第11項の規定により読み替えて適用する道職員給与条例附則第29項」を加え、「同項の」を「これらの」に改め、同項ただし書中「並びに道職員給与条例第8条に規定する給料の調整額に係る給料月額」を「道職員給与条例第8条に規定する給料の調整額に係る給料月額並びに附則第11項の規定により読み替えて適用する道職員給与条例附則第29項の規定により給与から減ずる額の算出の基礎となる給料月額」に改める。

附則第9項中「平成21年12月1日から平成22年3月31日」を「平成22年12月1日から平成23年3月31日」に改める。

附則に次の3項を加える。

（道職員給与条例附則第29項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

10 育児短時間勤務職員等に対する道職員給与条例附則第29項第1号、第3号

及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号俸の給料月額（）」とあるのは「号俸の給料月額に勤務時間等条例第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「同条ただし書の規定の」とあるのは「第13条ただし書の規定の」と、「当該最低の号俸の給料月額」とあるのは「当該額」と、「減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

11 短時間勤務職員に対する道職員給与条例附則第29項第1号の規定の適用については、同号中「号俸の給料月額（）」とあるのは「号俸の給料月額に勤務時間等条例第2条第4項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「同条ただし書の規定の」とあるのは「第13条ただし書の規定の」と、「当該最低の号俸の給料月額」とあるのは「当該額」と、「減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」とする。

12 道職員給与条例附則第29項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第26条の規定の適用については、同条中「これらの規定」とあるのは、「道職員給与条例附則第31項」とする。

（北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

7 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（道職員給与条例附則第29項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）

第8条 道職員給与条例附則第29項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第16条第3項の規定の適用については、同項中「これらの規定」とあるのは、「道職員給与条例附則第31項」とする。

(北海道職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正)

8 北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（道職員給与条例附則第29項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する修学部分休業取得中の給与）

6 道職員給与条例附則第29項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下この項において「減額支給対象職員」という。）についての第3条第1項の規定により勤務しない1時間につき給与から減額する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した減額する額から、給料月額（人事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該給料月額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（道職員給与条例附則第29項第1号に規定する最低号俸に達しない場合にあっては、当該減額支給対象職員の給料月額から当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額（人事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

(北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

9 北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（道職員給与条例附則第29項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する高齢者部分休業取得中の給与）

6 道職員給与条例附則第29項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下この項において「減額支給対象職員」という。）についての第3条第1項の規定により勤務しない1時間につき給与から減額する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した減額する額から、給料月額（人事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該給料月額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの

勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（道職員給与条例附則第29項第1号に規定する最低号俸に達しない場合にあっては、当該減額支給対象職員の給料月額から当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額（人事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第54号

北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「第19条の3まで」の次に「及び附則第27項第4号」を加え、同条第2項中「100分の150」を「100分の135」に改め、「第19条の4」の次に「及び附則第31項」を加え、「100分の130」を「100分の115」に改め、同条第3項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の85」を「100分の80」に、「100分の130」を「100分の115」に、「100分の75」を「100分の70」に改め、同条第4項中「死亡した日現在」の次に「。附則第27項第4号において同じ。」を加える。

第19条の4第1項中「この条」の次に「及び附則第27項第5号」を加え、同条第2項第1号中「次項」の次に「及び附則第27項第5号」を加え、「100分の70」を「100分の65」に、「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の30」に、「100分の45」を「100分の40」に改める。

第20条の2第2項中「1万1,700円」を「8,000円」に改める。

附則第21項本文中「附則第5項」の次に「及び第27項」を加え、同項ただし書中「並びに第9条」を「、第9条」に改め、「係る給料月額」の次に「並びに附則第27項の規定により給与から減ずる額及び附則第30項に規定する勤務1

時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額」を加える。

附則第23項中「勤勉手当基礎額」の次に「並びに附則第27項の規定により期末手当及び勤勉手当から減ずる額」を加え、「中「得た額」を「並びに附則第27項第4号及び第5号中「得た額を」に、「額」とする」を「額を」とする」に改める。

附則に次の7項を加える。

27 当分の間、学校職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける学校職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額（当該特定職員が第13条ただし書の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条ただし書の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額（当該特定職員が同条ただし書の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の給料月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び附則第29項から第31項までにおいて「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第30項において「給料月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) へき地手当 当該特定職員の給料月額に対するへき地手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、給料月額

減額基礎額に対するへき地手当の月額）

- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第19条第5項の規定の適用を受ける学校職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける学校職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第19条の4第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける学校職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第31項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第19条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける学校職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第31項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第19条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

- (6) 第21条第1項から第7項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第21条第1項又は第2項 前各号に定める額
- イ 第21条第3項又は第4項 第1号、第2号及び第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額
- ウ 第21条第5項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- エ 第21条第6項 第1号、第2号及び第4号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- オ 第21条第7項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第6項の規定により給与の支給を受ける学校職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該学校職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

給 料 表	職務の級
行政職給料表	6級
教育職給料表(1)	4級
教育職給料表(2)	4級

28 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

29 附則第27項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員（以下この項において「減額支給対象職員」という。）についての第13条本文の規定により勤務しない1時間につき給与から減額する額は、同条本文の規定にかかわらず、同条本文の規定により算出した減額する額から、給料月額（人事委員会規則で定める手当を受ける学校職員にあっては、当該給料月額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、当該減額支給対象職員の給料月額から当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じ

た額（人事委員会規則で定める手当を受ける学校職員にあっては、当該額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

30 附則第27項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員についての第14条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第18条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額（人事委員会規則で定める手当を受ける学校職員にあっては、当該給料月額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額（人事委員会規則で定める手当を受ける学校職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

31 附則第27項の規定が適用される間、第19条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる学校職員で附則第27項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定幹部職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定幹部職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

32 平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間における附則第21項の規定の適用については、同項中「100分の92.5」とあるのは「100分の93」と、「100分の91」とあるのは「100分の91.5」とする。

33 附則第23項の規定は、平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、適用しない。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300	
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000	
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900	
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800	
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700	
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600	
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500	
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400	

41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	541,200
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	542,100
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	543,000
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	543,900
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400		
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200		
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000		
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800		
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400		
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500			
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200			
56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900			
57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600			
58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300			
59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000			
60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700			
再任用職員以外の職員									
61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300			
62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000			
63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700			
64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400			
65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900			
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500			
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200			
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900			
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400			
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100			
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800			
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500			
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000			
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700			
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400			
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100			
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600			
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000				
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700				
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400				
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900				
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600				
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300				
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000				
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500				
86	239,700	295,700	344,500	385,700					
87	240,400	296,100	345,000	386,300					
88	241,100	296,500	345,500	386,900					

89	241,900	296,800	345,900	387,600						
90	242,400	297,200	346,400	388,200						
91	242,900	297,600	346,900	388,800						
92	243,400	298,000	347,400	389,400						
93	243,700	298,200	347,700	390,100						
94		298,600	348,200	390,700						
95		299,000	348,700	391,300						
96		299,400	349,200	391,900						
97		299,600	349,500	392,600						
98		300,000	350,000							
99		300,400	350,500							
100		300,800	351,000							
101		301,000	351,300							
102		301,400	351,700							
103		301,800	352,100							
104		302,200	352,500							
105		302,400	353,000							
106		302,800								
107		303,200								
108		303,600								
109		303,800								
110		304,200								
111		304,600								
112		305,000								
113		305,200								
114		305,600								
115		306,000								
116		306,400								
117		306,600								
118		306,900								
119		307,200								
120		307,500								
121		307,900								
122		308,200								
123		308,500								
124		308,800								
125		309,200								
再任用職員	186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600	532,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての学校職員に適用する。ただし、第22条及び附則第2項に規定する学校職員を除く。

別表第2 (第5条関係)

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1	2	3	4
		級	級	級	級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	192,800	330,600	423,100
	2	150,300	194,500	332,900	425,000
	3	151,800	196,200	335,200	426,900
	4	153,300	197,900	337,500	428,800
	5	154,900	199,700	339,800	430,700
	6	156,800	201,400	342,100	432,600
	7	158,600	203,100	344,400	434,500
	8	160,400	204,800	346,700	436,400
	9	162,200	206,600	348,900	438,200
	10	164,300	208,500	351,100	440,000
	11	166,300	210,400	353,300	441,900
	12	168,300	212,300	355,500	443,800
	13	170,300	214,000	357,700	445,600
	14	172,500	216,000	359,700	447,500
	15	174,700	218,000	361,800	449,400
	16	176,900	220,000	363,900	451,300
	17	179,200	221,900	365,900	453,100
	18	181,800	224,600	367,900	455,000
	19	184,300	227,300	369,900	456,900
	20	186,800	230,000	371,900	458,800
	21	189,300	232,800	374,000	460,600
	22	191,000	235,700	376,000	462,500
	23	192,700	238,600	378,000	464,400
	24	194,400	241,500	380,000	466,200
	25	195,900	244,300	381,600	468,000
	26	197,600	247,100	383,500	469,700
	27	199,300	249,900	385,400	471,400
	28	201,000	252,700	387,300	473,100
	29	202,500	255,500	389,200	474,900
	30	204,200	258,100	391,200	476,600
	31	205,900	260,700	393,200	478,200
	32	207,600	263,300	395,200	479,900
	33	209,200	265,700	397,100	481,600
	34	211,000	268,300	398,800	482,600
	35	212,800	270,800	400,500	483,600
	36	214,600	273,300	402,300	484,600
	37	216,300	275,800	403,900	485,700
	38	218,100	278,400	405,500	486,700
	39	219,900	281,000	407,100	487,700
	40	221,700	283,600	408,700	488,700
	41	223,600	286,100	410,400	489,800
	42	225,400	288,700	412,000	490,800

	43	227,200	291,200	413,600	491,800
	44	229,000	293,700	415,200	492,800
	45	230,900	296,000	416,900	493,900
	46	232,600	298,700	418,500	494,900
	47	234,300	301,400	420,100	495,900
	48	236,000	304,100	421,700	496,900
	49	237,600	306,600	423,400	498,000
	50	239,300	309,100	425,000	
	51	241,000	311,600	426,600	
	52	242,700	314,100	428,200	
	53	244,100	316,500	429,900	
	54	245,800	318,700	431,500	
	55	247,400	320,900	433,100	
	56	249,100	323,100	434,700	
	57	250,600	325,400	436,400	
	58	252,200	327,600	438,000	
	59	253,800	329,800	439,500	
	60	255,400	331,900	441,100	
	61	257,000	334,100	442,800	
	62	258,600	336,300	444,400	
	63	260,200	338,500	446,000	
	64	261,700	340,700	447,600	
	65	263,200	342,900	449,300	
	66	264,900	345,100	450,900	
	67	266,500	347,300	452,500	
	68	268,200	349,500	454,100	
	69	269,700	351,500	455,700	
	70	271,200	353,600	457,300	
	71	272,700	355,700	458,900	
	72	274,200	357,800	460,500	
再任	73	275,500	359,600	462,000	
用職	74	276,900	361,500	463,000	
員以	75	278,300	363,500	464,000	
外の	76	279,700	365,400	465,000	
学校	77	281,100	367,400	465,800	
職員	78	282,300	369,100	466,800	
	79	283,500	370,800	467,800	
	80	284,700	372,500	468,800	
	81	286,000	374,200	469,600	
	82	287,200	375,700	470,600	
	83	288,400	377,200	471,600	
	84	289,600	378,700	472,600	
	85	290,900	380,200	473,400	
	86	292,100	381,700	474,400	
	87	293,300	383,200	475,400	
	88	294,500	384,700	476,400	

89	295,700	386,100	477,200
90	296,900	387,500	
91	298,100	388,900	
92	299,300	390,300	
93	300,100	391,800	
94	301,300	393,100	
95	302,500	394,400	
96	303,700	395,700	
97	304,700	397,100	
98	305,800	398,100	
99	306,900	399,200	
100	308,000	400,300	
101	308,900	401,400	
102	310,000	402,500	
103	311,100	403,600	
104	312,200	404,700	
105	313,100	405,600	
106	314,000	406,600	
107	314,900	407,600	
108	315,800	408,600	
109	316,800	409,500	
110	317,400	410,400	
111	318,000	411,300	
112	318,600	412,200	
113	319,300	412,900	
114	319,800	413,700	
115	320,300	414,500	
116	320,800	415,300	
117	321,400	416,100	
118	321,900	416,900	
119	322,400	417,600	
120	322,900	418,400	
121	323,500	419,200	
122	324,000	419,700	
123	324,500	420,200	
124	325,000	420,700	
125	325,600	421,100	
126	326,000	421,600	
127	326,400	422,100	
128	326,800	422,600	
129	327,100	423,000	
130	327,500	423,500	
131	327,900	424,000	
132	328,300	424,500	
133	328,500	424,900	

134	328,800	425,400		
135	329,100	425,900		
136	329,400	426,400		
137	329,800	426,800		
138	330,000			
139	330,300			
140	330,600			
141	330,900			
142	331,200			
143	331,500			
144	331,800			
145	332,100			
146	332,400			
147	332,700			
148	333,000			
149	333,200			
150	333,500			
151	333,800			
152	334,100			
153	334,300			
再任用職員	234,700	278,600	336,700	423,100

備考(1) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	164,400	285,600	412,700
	2	150,300	166,500	288,700	414,300
	3	151,800	168,600	291,800	415,900
	4	153,300	170,800	294,900	417,500
	5	154,900	172,800	297,600	419,200
	6	156,800	175,000	300,700	420,800
	7	158,600	177,200	303,800	422,400
	8	160,400	179,400	306,900	424,000
	9	162,200	181,700	309,900	425,500
	10	164,300	184,500	312,800	426,900
	11	166,300	187,200	315,700	428,300
	12	168,300	189,900	318,600	429,700
	13	170,300	192,800	321,400	431,100

14	172,500	194,500	323,700	432,500
15	174,700	196,200	326,000	433,900
16	176,900	197,900	328,300	435,300
17	179,200	199,700	330,600	436,600
18	181,800	201,400	332,900	438,000
19	184,300	203,100	335,200	439,300
20	186,800	204,800	337,500	440,700
21	189,300	206,600	339,800	442,000
22	191,000	208,500	342,100	443,400
23	192,700	210,400	344,400	444,800
24	194,400	212,300	346,700	446,200
25	195,900	214,000	348,900	447,500
26	197,500	216,000	350,800	448,800
27	199,100	218,000	352,700	450,100
28	200,700	220,000	354,600	451,400
29	202,400	221,900	356,500	452,700
30	204,100	224,600	358,400	453,900
31	205,800	227,300	360,200	455,100
32	207,500	230,000	362,100	456,300
33	209,000	232,800	363,900	457,500
34	210,700	235,700	365,700	458,400
35	212,400	238,600	367,500	459,300
36	214,100	241,500	369,300	460,200
37	215,700	244,300	371,200	461,100
38	217,400	247,100	372,800	462,000
39	219,100	249,900	374,400	462,900
40	220,800	252,700	376,000	463,800
41	222,600	255,500	377,400	464,700
42	224,400	258,100	378,900	465,600
43	226,200	260,700	380,400	466,500
44	228,000	263,300	381,900	467,400
45	229,900	265,700	383,500	468,300
46	231,600	268,300	385,100	469,200
47	233,300	270,800	386,700	470,100
48	235,000	273,300	388,300	471,000
49	236,700	275,800	389,800	471,900
50	238,400	278,400	391,300	
51	240,100	281,000	392,800	
52	241,800	283,600	394,300	
53	243,100	286,100	395,900	
54	244,800	288,700	397,300	
55	246,400	291,200	398,600	
56	248,100	293,700	399,900	
57	249,600	296,000	401,400	
58	251,100	298,700	402,800	
59	252,600	301,400	404,200	

60	254,100	304,100	405,600
61	255,700	306,600	406,900
62	257,200	309,100	408,300
63	258,700	311,600	409,700
64	260,100	314,100	411,100
65	261,400	316,500	412,300
66	263,000	318,700	413,500
67	264,600	320,900	414,700
68	266,100	323,100	415,900
69	267,800	325,400	417,000
70	269,300	327,600	418,200
71	270,800	329,800	419,400
72	272,300	331,900	420,600
73	273,600	334,100	421,600
74	274,900	336,300	422,400
75	276,200	338,500	423,200
76	277,500	340,700	424,000
77	278,900	342,700	424,900
78	280,100	344,600	425,700
79	281,300	346,500	426,500
80	282,500	348,400	427,300
81	283,800	350,200	428,100
82	285,000	352,000	428,800
83	286,200	353,800	429,500
84	287,400	355,600	430,200
85	288,500	357,100	430,900
86	289,500	358,800	431,600
87	290,500	360,500	432,300
88	291,500	362,100	433,000
89	292,600	363,800	433,700
90	293,500	365,100	434,400
91	294,400	366,500	435,100
92	295,300	367,900	435,800
93	295,800	369,400	436,300
94	296,600	370,700	437,000
95	297,400	372,000	437,700
96	298,200	373,300	438,400
97	299,100	374,700	438,900
98	299,900	375,800	439,600
99	300,700	376,900	440,300
100	301,500	378,000	441,000
101	302,400	379,200	441,500
102	302,900	380,300	442,200
103	303,400	381,400	442,900
104	303,900	382,500	443,600
105	304,400	383,500	444,100

再任
用職
員以
外の
学校
職員

106	304,800	384,500		
107	305,200	385,400		
108	305,600	386,400		
109	305,800	387,300		
110	306,200	388,300		
111	306,600	389,300		
112	307,000	390,300		
113	307,200	391,100		
114	307,500	392,000		
115	307,800	392,900		
116	308,100	393,800		
117	308,400	394,800		
118	308,700	395,600		
119	309,000	396,400		
120	309,300	397,200		
121	309,500	397,900		
122	309,800	398,700		
123	310,100	399,500		
124	310,400	400,300		
125	310,600	401,000		
126		401,700		
127		402,400		
128		403,100		
129		403,900		
130		404,600		
131		405,300		
132		406,000		
133		406,500		
134		407,100		
135		407,700		
136		408,300		
137		408,700		
138		409,300		
139		409,900		
140		410,500		
141		410,900		
142		411,500		
143		412,100		
144		412,700		
145		413,100		
146		413,700		
147		414,300		
148		414,900		
149		415,300		
再任用職員	225,800	275,200	329,800	412,700

備考(1) この表は、中等教育学校の前期課程及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の115」を「100分の117.5」に改める。

第19条の4第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の85」を「100分の87.5」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の32.5」に、「100分の40」を「100分の42.5」に改める。

第20条第2項の表中「26,380円」を「26,060円」に、「14,580円」を「14,400円」に、「10,340円」を「10,220円」に、「23,360円」を「23,080円」に、「13,060円」を「12,900円」に、「8,800円」を「8,700円」に、「22,540円」を「22,260円」に、「12,860円」を「12,700円」に、「8,600円」を「8,500円」に改める。

附則第31項中「100分の0.975」を「100分の1.0125」に、「100分の1.275」を「100分の1.3125」に、「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の85」を「100分の87.5」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第20条関係）

地域の区分	地 域
1級地	旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、留萌市、稚内市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市及び伊達市（大滝区の区域に限る。） 空知総合振興局管内のうち 奈井江町、上砂川町、浦白町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町 後志総合振興局管内のうち ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町及び赤井川村 胆振総合振興局管内のうち 厚真町、安平町及びむかわ町（穂別栄、穂別仁和、穂別和泉、穂別豊田、穂別、穂別稲里、穂別長和、穂別平丘、穂別安住、穂別富内及び穂別福山の区域に限る。）

	<p>日高振興局管内のうち 日高町（字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域に限る。）及び平取町</p> <p>上川総合振興局管内 留萌振興局管内のうち 小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町及び天塩町</p> <p>宗谷総合振興局管内 オホーツク総合振興局管内 十勝総合振興局管内のうち 音更町、土幌町、上土幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町</p> <p>釧路総合振興局管内 根室振興局管内</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1198 159 1332 331"></td> <td data-bbox="1339 159 2072 331"> <p>渡島総合振興局管内のうち 松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町及び八雲町</p> <p>檜山振興局管内のうち 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及び奥尻町</p> </td> </tr> </table>		<p>渡島総合振興局管内のうち 松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町及び八雲町</p> <p>檜山振興局管内のうち 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及び奥尻町</p>
	<p>渡島総合振興局管内のうち 松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町及び八雲町</p> <p>檜山振興局管内のうち 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及び奥尻町</p>			
2 級地	<p>札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市、苫小牧市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、登別市、恵庭市、伊達市（大滝区の区域を除く。）、北広島市及び石狩市</p> <p>空知総合振興局管内のうち 南幌町、由仁町、長沼町、栗山町及び月形町</p> <p>石狩振興局管内 後志総合振興局管内のうち 島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町及び余市町</p> <p>胆振総合振興局管内のうち 豊浦町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町及びむかわ町（穂別栄、穂別仁和、穂別和泉、穂別豊田、穂別、穂別稲里、穂別長和、穂別平丘、穂別安住、穂別富内及び穂別福山の区域を除く。)</p> <p>日高振興局管内のうち 日高町（字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域を除く。）、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町</p> <p>渡島総合振興局管内のうち 長万部町</p> <p>檜山振興局管内のうち 今金町及びせたな町</p> <p>留萌振興局管内のうち 増毛町</p> <p>十勝総合振興局管内のうち 広尾町</p>	<p>備考 この表に掲げる名称は、平成23年4月1日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。</p> <p>（北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>第3条 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第47号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第8項中「100分の99.76」を「100分の99.59」に改め、「相当する額」の次に「（給与条例附則第27項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」を加え、「又は第21項」を「、第21項又は第27項」に改める。</p> <p>附則第11項中「附則第21項中」を「附則第21項本文中」に、「附則第5項」を「及び第27項」に、「とする」を「と、同項ただし書中「給料月額、」とあるのは「給料月額及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額並びに」と、「給料月額並びに」とあるのは「給料月額及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額は第5条及び第6条並びに附則第5項並びに平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定により定められる額とし、」と、「第5条」とあるのは「第5条」とする」に改める。</p> <p>附則中第21項から第24項までを削り、第20項を第21項とし、第19項の次に次の1項を加える。</p> <p>（給与条例附則第27項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員の定時制通信教育手当に関する読替え）</p> <p>20 給与条例附則第27項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員に対して定時制通信教育手当を支給する場合のその算出の基礎となる給料の月額に関する附則第8項の規定の適用については、同項中「額（給与条例附則第27項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員にあっては、当該</p>		
3 級地	函館市及び北斗市			

額に100分の98.5を乗じて得た額)」とあるのは、「額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第1条中北海道学校職員の給与に関する条例第20条の2第2項の改正規定は平成23年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第19条第2項（同条第3項又は北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年北海道条例第53号。以下「平成22年道職員改正条例」という。）第5条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項（これらの規定を北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第15条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第21条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項若しくは附則第27項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第4条第1項又は公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（この項後段において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（北海道学校職員の給与に関する条例（以下「学校職員給与条例」という。）、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）、北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与

条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第27項の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）、平成22年道職員改正条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例附則第29項の規定又は北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年北海道条例第56号）第1条の規定による改正後の警察職員給与条例附則第28項の規定が施行されていたとした場合においてもこれらの項の規定の適用を受けず、かつ、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第47号）附則第8項から第10項までの規定（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第48号）附則第2項において準用する場合を含む。）、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号）附則第8項から第10項までの規定又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）附則第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。）若しくはこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるものであるもの若しくは道職員給与条例第4条第1項第4号アに規定する医療職給料表⁽¹⁾若しくは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（学校職員給与条例第10条の2の5第2項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）、道職員給与条例第11条の2第2項及び警察職員給与条例第13条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額並びに企業職員給与条例第6条の2に規定する単身赴任手当のうちこれに相当する額を除く。）、特地勤務手当（道職員給与条例第12条の3、

警察職員給与条例第14条の3又は企業職員給与条例第8条第2項若しくは第3項の規定による手当を含む。)、へき地手当(学校職員給与条例第11条の3の規定(市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。))による手当を含む。))及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号)第3条第1項に規定する教職調整額の月額合計額に100分の0.29を乗じて得た額に、8(平成22年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある学校職員にあっては、8から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数に相当する数を減じた数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号俸
学校職員給与条例第5条第1項第1号、道職員給与条例第4条第1項第1号又は警察職員給与条例第5条第1項第2号に規定する行政職給料表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
学校職員給与条例第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)	1級	1号俸から92号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から24号俸まで
学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表(2)	1級	1号俸から92号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで
道職員給与条例第4条第1項第2号又は警察職員給与条例第5条第1項第3号に規定する海事職給料表	1級	1号俸から69号俸まで
	2級	1号俸から69号俸まで
	3級	1号俸から56号俸まで
	4級	1号俸から40号俸まで
	5級	1号俸から28号俸まで
道職員給与条例第4条第1項第3号又は警察職員給与条例第5条第1項第4号に規定する研究職給料表	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで
	4級	1号俸から24号俸まで
	5級	1号俸から4号俸まで

道職員給与条例第4条第1項第4号イに規定する医療職給料表(2)	1級 2級 3級 4級 5級 6級	1号俸から85号俸まで 1号俸から72号俸まで 1号俸から56号俸まで 1号俸から44号俸まで 1号俸から28号俸まで 1号俸から12号俸まで
道職員給与条例第4条第1項第4号ウに規定する医療職給料表(3)又は警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表	1級 2級 3級 4級 5級 6級	1号俸から96号俸まで 1号俸から80号俸まで 1号俸から56号俸まで 1号俸から44号俸まで 1号俸から28号俸まで 1号俸から8号俸まで
市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する教育職給料表	1級 2級 特2級 3級	1号俸から92号俸まで 1号俸から84号俸まで 1号俸から48号俸まで 1号俸から40号俸まで
警察職員給与条例第5条第1項第1号に規定する公安職給料表	1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級	1号俸から92号俸まで 1号俸から84号俸まで 1号俸から72号俸まで 1号俸から56号俸まで 1号俸から32号俸まで 1号俸から24号俸まで 1号俸から16号俸まで 1号俸から4号俸まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.29を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した学校職員に関する読替え)

3 平成22年4月1日前に55歳に達した学校職員に対する改正後の給与条例附則第27項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(人事委員会規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

5 北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第8項中「及び附則第11項」を「、附則第11項」に、「の規定にかかわらず」を「及び附則第14項の規定により読み替えて適用する学校職員給与条例附則第27項の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）にかかわらず」に改め、同項ただし書中「並びに学校職員給与条例」を「、学校職員給与条例」に改め、「含む。）」に規定する給料の調整額に係る給料月額」の次に「並びに附則第14項の規定により読み替えて適用する学校職員給与条例附則第27項の規定により給与から減ずる額の算出の基礎となる給料月額」を加える。

附則に次の3項を加える。

（学校職員給与条例附則第27項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

13 育児短時間勤務職員等に対する学校職員給与条例附則第27項第1号、第4号及び第5号の規定（これらの規定を市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の適用については、学校職員給与条例附則第27項第1号中「号俸の給料月額（）」とあるのは「号俸の給料月額に学校職員勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「同条ただし書の規定の」とあるのは「第13条ただし書の規定の」と、「当該最低の号俸の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第4号及び第5号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

14 短時間勤務職員に対する学校職員給与条例附則第27項第1号の規定の適用については、同号中「号俸の給料月額（）」とあるのは「号俸の給料月額に学校職員勤務時間等条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「同条ただし書の規定の」とあ

るのは「第13条ただし書の規定の」と、「当該最低の号俸の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」とする。

15 学校職員給与条例附則第27項の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）により給与が減ぜられて支給される学校職員に対する第26条の規定の適用については、同条中「これらの規定」とあるのは、「学校職員給与条例附則第29項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）」とする。

（北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

6 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（学校職員給与条例附則第27項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員に関する読替え）

第6条 学校職員給与条例附則第27項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員に対する第16条第3項の規定の適用については、同項中「同条」とあるのは、「学校職員給与条例附則第29項」とする。

（北海道職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正）

7 北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（学校職員給与条例附則第27項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員に対する修学部分休業取得中の給与）

7 学校職員給与条例附則第27項の規定（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例第2条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）により給与が減ぜられて支給される学校職員（以下この項において「減額支給対象職員」という。）についての第3条第1項の規定により勤務しない1時間につき給与から減額する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した減額する額から、給料月額（人事委員会規則で定める手当を受ける学校職員にあっては、当該給料月額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間

に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（学校職員給与条例附則第27項第1号に規定する最低号俸に達しない場合にあっては、当該減額支給対象職員の給料月額から当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額（人事委員会規則で定める手当を受ける学校職員にあっては、当該額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

（北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

8 北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（学校職員給与条例附則第27項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員に対する高齢者部分休業取得中の給与）

7 学校職員給与条例附則第27項の規定（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例第2条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）により給与が減ぜられて支給される学校職員（以下この項において「減額支給対象職員」という。）についての第3条第1項の規定により勤務しない1時間につき給与から減額する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した減額する額から、給料月額（人事委員会規則で定める手当を受ける学校職員にあっては、当該給料月額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（学校職員給与条例附則第27項第1号に規定する最低号俸に達しない場合にあっては、当該減額支給対象職員の給料月額から当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額（人事委員会規則で定める手当を受ける学校職員にあっては、当該額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第55号

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表給与条例第20条の2第1項の項の次に次のように加える。

給与条例附則第27項の表	教育職給料表(2)	市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第1項に規定する教育職給料表
--------------	-----------	--

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	412,700
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	414,300
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	415,900
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	417,500
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	419,200
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	420,800
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	422,400
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	424,000
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	425,500
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	426,900
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	428,300
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	429,700
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	431,100
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	432,500
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	433,900
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	435,300

17	179,200	199,700	297,200	330,600	436,600
18	181,800	201,400	299,900	332,900	438,000
19	184,300	203,100	302,600	335,200	439,300
20	186,800	204,800	305,300	337,500	440,700
21	189,300	206,600	308,000	339,800	442,000
22	191,000	208,500	310,700	342,100	443,400
23	192,700	210,400	313,400	344,400	444,800
24	194,400	212,300	316,100	346,700	446,200
25	195,900	214,000	318,800	348,900	447,500
26	197,500	216,000	321,200	350,800	448,800
27	199,100	218,000	323,600	352,700	450,100
28	200,700	220,000	326,000	354,600	451,400
29	202,400	221,900	328,400	356,500	452,700
30	204,100	224,600	330,500	358,400	453,900
31	205,800	227,300	332,700	360,200	455,100
32	207,500	230,000	334,900	362,100	456,300
33	209,000	232,800	337,100	363,900	457,500
34	210,700	235,700	339,200	365,700	458,400
35	212,400	238,600	341,300	367,500	459,300
36	214,100	241,500	343,400	369,300	460,200
37	215,700	244,300	345,500	371,200	461,100
38	217,400	247,100	347,500	372,800	462,000
39	219,100	249,900	349,500	374,400	462,900
40	220,800	252,700	351,500	376,000	463,800
41	222,600	255,500	353,500	377,400	464,700
42	224,400	258,100	355,300	378,900	465,600
43	226,200	260,700	357,100	380,400	466,500
44	228,000	263,300	358,900	381,900	467,400
45	229,900	265,700	360,700	383,500	468,300
46	231,600	268,300	362,400	385,100	469,200
47	233,300	270,800	364,100	386,700	470,100
48	235,000	273,300	365,700	388,300	471,000
49	236,700	275,800	367,200	389,800	471,900
50	238,400	278,400	368,800	391,300	
51	240,100	281,000	370,500	392,800	
52	241,800	283,600	372,200	394,300	
53	243,100	286,100	373,900	395,900	
54	244,800	288,700	375,400	397,300	
55	246,400	291,200	376,900	398,600	
56	248,100	293,700	378,400	399,900	
57	249,600	296,000	379,900	401,400	
58	251,100	298,700	381,300	402,800	
59	252,600	301,400	382,700	404,200	
60	254,100	304,100	384,100	405,600	
61	255,700	306,600	385,400	406,900	
62	257,200	309,100	386,700	408,300	

再任用職員以外の学校職員	63	258,700	311,600	388,000	409,700
	64	260,100	314,100	389,300	411,100
	65	261,400	316,500	390,600	412,300
	66	263,000	318,700	391,800	413,500
	67	264,600	320,900	393,000	414,700
	68	266,100	323,100	394,200	415,900
	69	267,800	325,400	395,400	417,000
	70	269,300	327,600	396,600	418,200
	71	270,800	329,800	397,700	419,400
	72	272,300	331,900	398,900	420,600
	73	273,600	334,100	400,100	421,600
	74	274,900	336,300	401,200	422,400
	75	276,200	338,500	402,300	423,200
	76	277,500	340,700	403,400	424,000
	77	278,900	342,700	404,500	424,900
	78	280,100	344,600	405,500	425,700
	79	281,300	346,500	406,500	426,500
	80	282,500	348,400	407,500	427,300
	81	283,800	350,200	408,500	428,100
	82	285,000	352,000	409,300	428,800
	83	286,200	353,800	410,100	429,500
	84	287,400	355,600	410,900	430,200
	85	288,500	357,100	411,700	430,900
	86	289,500	358,800	412,500	431,600
	87	290,500	360,500	413,300	432,300
	88	291,500	362,100	414,100	433,000
	89	292,600	363,800	414,900	433,700
	90	293,500	365,100	415,600	434,400
	91	294,400	366,500	416,300	435,100
	92	295,300	367,900	417,000	435,800
	93	295,800	369,400	417,600	436,300
	94	296,600	370,700	418,300	437,000
	95	297,400	372,000	419,000	437,700
	96	298,200	373,300	419,700	438,400
	97	299,100	374,700	420,400	438,900
	98	299,900	375,800	421,000	439,600
	99	300,700	376,900	421,600	440,300
	100	301,500	378,000	422,100	441,000
	101	302,400	379,200	422,600	441,500
	102	302,900	380,300	423,200	442,200
	103	303,400	381,400	423,800	442,900
	104	303,900	382,500	424,300	443,600
	105	304,400	383,500	424,700	444,100
	106	304,800	384,500	425,300	
	107	305,200	385,400	425,900	
	108	305,600	386,400	426,400	

109	305,800	387,300	426,900		
110	306,200	388,300			
111	306,600	389,300			
112	307,000	390,300			
113	307,200	391,100			
114	307,500	392,000			
115	307,800	392,900			
116	308,100	393,800			
117	308,400	394,800			
118	308,700	395,600			
119	309,000	396,400			
120	309,300	397,200			
121	309,500	397,900			
122	309,800	398,700			
123	310,100	399,500			
124	310,400	400,300			
125	310,600	401,000			
126		401,700			
127		402,400			
128		403,100			
129		403,900			
130		404,600			
131		405,300			
132		406,000			
133		406,500			
134		407,100			
135		407,700			
136		408,300			
137		408,700			
138		409,300			
139		409,900			
140		410,500			
141		410,900			
142		411,500			
143		412,100			
144		412,700			
145		413,100			
146		413,700			
147		414,300			
148		414,900			
149		415,300			
再任用職員	225,800	275,200	302,900	329,800	412,700

備考(1) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

- この条例は、平成22年12月1日から施行する。
- この条例の施行に伴う平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置等については、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年北海道条例第 54 号）附則第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年11月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第56号

北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第22条第 1 項中「第22条の 3 まで」の次に「及び附則第28項第 3 号」を加え、同条第 2 項中「100分の150」を「100分の135」に改め、「第22条の 4」の次に「及び附則第32項」を加え、「100分の130」を「100分の115」に改め、同条第 3 項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の85」を「100分の80」に、「100分の130」を「100分の115」に、「100分の75」を「100分の70」に改め、同条第 4 項中「死亡した日現在」の次に「。附則第28項第 3 号において同じ。」を加える。

第22条の 4 第 1 項中「この条」の次に「及び附則第28項第 4 号」を加え、同条第 2 項第 1 号中「次項」の次に「及び附則第28項第 4 号」を加え、「100分の 70」を「100分の65」に、「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第 2 号中「100分の35」を「100分の30」に、「100分の45」を「100分の40」に改める。

附則第22項中「同じ。」の次に「並びに附則第28項」を加え、同項ただし書中「並びに第 9 条」を「、第 9 条」に改め、「係る給料月額」の次に「並びに附則第28項の規定により給与から減ずる額及び附則第31項に規定する勤務 1 時

間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額」を加える。

附則第24項中「勤勉手当基礎額」の次に「並びに附則第28項の規定により期末手当及び勤勉手当から減ずる額」を加え、「含む。」中「」を「含む。」並びに附則第28項第3号及び第4号中「割合を乗じて」に、「得た額に」を「割合を乗じて得た額に」に改める。

附則に次の7項を加える。

28 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額（当該特定職員が第15条ただし書の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条ただし書の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額（当該特定職員が同条ただし書の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号俸の給料月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び附則第30項から第32項までにおいて「最低号俸に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第31項において「給料月額減額基礎額」という。）
- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第22条第5項の規定

の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第22条の4第4項において準用する第22条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第32項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特

定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額
の合計額（同条第4項において準用する第22条第5項の規定の適用を受け
る職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の
20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（管理
監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する
100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た
額を加算した額）を加算した額。附則第32項において「勤勉手当減額基礎
額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第22条の4
第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

- (5) 第26条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定職
員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第26条第1項 前各号に定める額
 - イ 第26条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分
の80を乗じて得た額
 - ウ 第26条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当
該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - エ 第26条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定によ
り当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - オ 第26条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条
第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める
額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて
得た額）

給 料 表	職務の級
公安職給料表	7級
行政職給料表	6級
研究職給料表	5級
医療職給料表	6級

29 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定
職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に

関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

- 30 附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下この項に
おいて「減額支給対象職員」という。）についての第15条本文の規定により
勤務しない1時間につき給与から減額する額は、同条本文の規定にかかわら
ず、同条本文の規定により算出した減額する額から、給料月額（人事委員会
規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該給料月額に、人事委員会規
則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間
に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に
達しない場合にあっては、当該減額支給対象職員の給料月額から当該減額支
給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額（人
事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該額に、人事委員会
規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時
間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 31 附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第16
条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第21条の規定に
かかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額（人事委員会
規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該給料月額に、人事委員会規
則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間
に52を乗じたものから同条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じた
もので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合
にあっては、給料月額減額基礎額（人事委員会規則で定める手当を受ける職
員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、人事委員会規則で定める額を加
算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの
から同条に規定する人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た
額）に相当する額を減じた額とする。
- 32 附則第28項の規定が適用される間、第22条の4第2項第1号に定める額
は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲
げる職員で附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉
手当減額対象額に100分の0.975（特定幹部職員にあっては、100分の1.275）
を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額
に100分の65（特定幹部職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額）の総

額に相当する額を減じた額とする。

33 平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間における附則第22項の規定の適用については、同項中「100分の92.5」とあるのは「100分の93」と、「100分の91」とあるのは「100分の91.5」とする。

34 附則第24項の規定は、平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、適用しない。
別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000	
2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900	
3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800	
4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700	
5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,500	
6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	437,400	
7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	439,200	
8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	441,100	
9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	442,800	
10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	444,600	
11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	446,400	
12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	448,200	
13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	449,800	
14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	451,600	
15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	453,400	
16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	455,200	
17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	418,100	456,800	
18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	420,000	458,600	
19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,900	460,400	
20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	423,800	462,200	
21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	425,600	463,800	
22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	427,300	465,600	
23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	429,000	467,300	
24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	430,700	469,100	
25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	432,300	470,700	
26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	433,900	472,200	
27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	435,500	473,700	
28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	437,100	475,200	
29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,400	438,400	476,600	
30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	410,300	440,100	477,400	
31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	412,200	441,800	478,100	
32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	414,100	443,500	478,900	

	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	416,100	445,000	479,500
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	417,700	446,700	480,300
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	419,400	448,400	481,100
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	421,100	450,100	481,900
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	397,100	422,700	451,600	482,500
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,700	424,200	452,400	483,300
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	400,300	425,700	453,200	484,100
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,900	427,200	454,000	484,900
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	403,400	428,800	454,600	485,500
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	404,600	430,100	455,300	486,300
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	405,800	431,400	456,000	487,100
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	407,000	432,700	456,700	487,900
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,300	408,300	434,000	457,500	488,500
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	388,100	409,500	434,800	458,200	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,900	410,700	435,600	458,900	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,700	411,900	436,400	459,600	
	49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,500	413,200	437,100	460,300	
	50	245,000	260,600	282,200	331,400	394,700	414,000	437,900	461,000	
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	395,900	414,800	438,700	461,700	
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,000	415,600	439,500	462,400	
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,300	416,300	440,100	463,100	
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,500	417,000	440,800	463,800	
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	400,700	417,700	441,500	464,500	
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	401,900	418,300	442,200	465,200	
	57	254,900	271,200	294,700	343,300	403,200	419,100	442,900	465,900	
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	404,000	419,600	443,600	466,500	
	59	257,500	274,600	298,300	346,700	404,800	420,200	444,300	467,200	
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	405,600	420,800	445,000	467,900	
	61	260,100	277,900	301,700	350,100	406,300	421,400	445,700	468,600	
	62	261,500	279,500	303,500	351,800	407,000	422,000	446,300		
	63	262,900	281,100	305,300	353,500	407,700	422,600	446,900		
再任	64	264,300	282,700	307,100	355,200	408,400	423,200	447,500		
用職	65	265,700	284,300	308,700	356,900	408,900	423,800	448,200		
員以	66	267,000	285,800	310,400	358,500	409,600	424,400	448,800		
外の	67	268,400	287,300	312,100	360,100	410,300	425,000	449,400		
職員	68	269,800	288,800	313,800	361,700	411,000	425,600	450,000		
	69	271,000	290,400	315,400	363,200	411,500	426,200	450,700		
	70	272,400	292,000	316,900	364,700	412,100	426,800	451,300		
	71	273,800	293,600	318,400	366,100	412,700	427,400	451,900		
	72	275,200	295,200	319,900	367,600	413,300	428,000	452,500		
	73	276,700	296,600	321,000	369,100	413,900	428,600	453,200		
	74	278,100	298,100	322,700	370,600	414,500	429,200	453,800		
	75	279,500	299,600	324,400	372,100	415,100	429,800	454,400		
	76	280,900	301,100	326,100	373,500	415,700	430,400	455,000		
	77	282,100	302,400	327,900	374,900	416,300	430,900	455,700		
	78	283,300	303,900	329,600	376,100	416,900	431,500			

79	284,500	305,400	331,200	377,300	417,500	432,100
80	285,700	306,900	332,900	378,500	418,000	432,700
81	287,000	308,400	334,600	379,800	418,600	433,300
82	288,300	309,800	336,300	381,000	419,200	433,900
83	289,600	311,200	338,000	382,200	419,800	434,500
84	290,900	312,600	339,700	383,400	420,400	435,100
85	292,300	313,800	341,400	384,700	420,900	435,700
86	293,500	315,300	343,000	385,300	421,500	
87	294,700	316,800	344,600	385,900	422,100	
88	295,900	318,300	346,200	386,500	422,700	
89	297,100	319,800	347,700	387,200	423,300	
90	298,300	321,300	349,200	387,800	423,900	
91	299,500	322,800	350,700	388,400	424,500	
92	300,700	324,300	352,200	389,000	425,100	
93	301,500	325,600	353,700	389,500	425,700	
94	302,800	327,000	355,200	390,100	426,300	
95	304,100	328,400	356,700	390,700	426,900	
96	305,400	329,800	358,200	391,300	427,500	
97	306,500	331,200	359,600	391,800	428,100	
98	307,700	332,600	360,800	392,400		
99	308,900	334,000	361,900	393,000		
100	310,100	335,400	363,100	393,600		
101	311,300	336,900	364,400	394,100		
102	312,400	338,200	365,500	394,700		
103	313,500	339,500	366,700	395,300		
104	314,600	340,800	367,900	395,900		
105	315,600	342,000	369,200	396,400		
106	316,300	343,100	369,800	396,900		
107	317,000	344,200	370,400	397,400		
108	317,700	345,300	371,000	397,900		
109	318,400	346,500	371,700	398,200		
110	319,100	347,500	372,300	398,700		
111	319,800	348,500	372,900	399,200		
112	320,500	349,500	373,500	399,700		
113	321,300	350,600	374,000	400,100		
114	322,100	351,600	374,600	400,600		
115	322,900	352,600	375,200	401,100		
116	323,700	353,600	375,800	401,600		
117	324,300	354,700	376,300	402,000		
118	325,100	355,300	376,900	402,500		
119	325,900	355,900	377,500	403,000		
120	326,700	356,500	378,100	403,500		
121	327,400	357,000	378,500	403,900		
122	327,900	357,500	379,100	404,400		
123	328,400	358,000	379,700	404,900		
124	328,900	358,500	380,300	405,400		

	125	329,200	359,000	380,800	405,800					
	126			381,300						
	127			381,800						
	128			382,300						
	129			382,600						
	130			383,100						
	131			383,600						
	132			384,100						
	133			384,400						
再任用職員		240,000	251,900	256,200	292,400	309,800	324,500	348,700	384,600	417,400

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第2 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000	

	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200		
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400		
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600		
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500		
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400		
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300		
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100		
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000		
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900		
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800		
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700		
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600		
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500		
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400		
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300		
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	541,200		
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	542,100		
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	543,000		
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	543,900		
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200				
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000				
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800				
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400				
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200				
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000				
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800				
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400				
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500					
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200					
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900					
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600					
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300					
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000					
再任	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700					
用職	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300					
員以	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000					
外の	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700					
職員	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400					
	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900					
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500					
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200					
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900					
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400					
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100					
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800					
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500					

73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000	
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700	
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400	
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900	
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600	
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300	
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000	
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500	
86	239,700	295,700	344,500	385,700		
87	240,400	296,100	345,000	386,300		
88	241,100	296,500	345,500	386,900		
89	241,900	296,800	345,900	387,600		
90	242,400	297,200	346,400	388,200		
91	242,900	297,600	346,900	388,800		
92	243,400	298,000	347,400	389,400		
93	243,700	298,200	347,700	390,100		
94		298,600	348,200	390,700		
95		299,000	348,700	391,300		
96		299,400	349,200	391,900		
97		299,600	349,500	392,600		
98		300,000	350,000			
99		300,400	350,500			
100		300,800	351,000			
101		301,000	351,300			
102		301,400	351,700			
103		301,800	352,100			
104		302,200	352,500			
105		302,400	353,000			
106		302,800				
107		303,200				
108		303,600				
109		303,800				
110		304,200				
111		304,600				
112		305,000				
113		305,200				
114		305,600				
115		306,000				
116		306,400				
117		306,600				
118		306,900				

	119		307,200								
	120		307,500								
	121		307,900								
	122		308,200								
	123		308,500								
	124		308,800								
	125		309,200								
再任用職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600	532,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第3 (第5条関係)

海 事 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,900	216,200	260,300	313,100	355,700
	2	165,200	218,300	262,100	315,600	358,200
	3	167,500	220,400	263,900	318,100	360,700
	4	169,800	222,500	265,700	320,600	363,200
	5	172,200	224,500	267,300	323,100	365,600
	6	174,700	226,600	269,300	325,600	368,800
	7	177,100	228,700	271,300	328,100	372,000
	8	179,600	230,800	273,300	330,500	375,200
	9	181,800	233,000	275,200	333,000	378,200
	10	184,200	234,900	278,000	335,500	381,300
	11	186,600	236,800	280,700	338,000	384,400
	12	189,100	238,700	283,300	340,500	387,500
	13	191,600	240,600	286,000	343,000	390,500
	14	194,200	242,500	288,800	345,500	393,300
	15	196,900	244,400	291,600	348,000	396,100
	16	199,500	246,300	294,300	350,500	398,900
	17	201,900	248,200	296,900	353,000	401,800
	18	204,600	250,100	299,500	355,500	403,900
	19	207,300	252,000	302,100	358,000	406,000
	20	210,000	253,900	304,700	360,500	408,100
	21	212,600	255,600	307,200	363,000	410,000
	22	214,200	257,300	308,900	365,400	412,000
	23	215,800	259,000	310,600	367,700	414,000
	24	217,400	260,700	312,300	370,100	416,000
	25	218,900	262,500	313,900	372,600	417,800
	26	220,400	264,300	315,800	375,000	419,500
	27	221,900	266,100	317,700	377,400	421,300

	28	223,400	267,900	319,600	379,800	423,100
	29	225,000	269,600	321,300	382,000	424,400
	30	226,100	271,300	323,100	384,200	426,000
	31	227,200	273,000	324,900	386,400	427,600
	32	228,300	274,700	326,700	388,600	429,300
	33	229,500	276,100	328,300	390,700	430,900
	34	230,400	277,800	329,900	392,500	432,200
	35	231,300	279,400	331,400	394,300	433,500
	36	232,200	281,000	333,000	396,100	434,800
	37	233,100	282,400	334,700	398,000	436,200
	38	234,000	283,800	336,300	399,500	437,200
	39	234,900	285,200	337,900	401,000	438,200
	40	235,800	286,600	339,500	402,500	439,200
	41	236,800	288,000	341,000	403,500	440,100
	42	237,700	289,300	342,500	404,800	440,900
	43	238,600	290,500	344,000	406,100	441,700
	44	239,500	291,700	345,500	407,500	442,500
	45	240,400	293,000	347,100	409,000	443,200
	46	241,300	294,400	348,500	410,400	443,900
	47	242,200	295,800	349,900	411,800	444,600
	48	243,100	297,200	351,300	413,200	445,300
	49	243,700	298,700	352,600	414,600	446,000
	50	244,400	299,800	354,100	415,500	446,700
	51	245,100	300,900	355,600	416,400	447,400
	52	245,800	302,000	357,100	417,300	448,100
	53	246,200	303,200	358,500	417,900	448,800
	54	246,900	304,300	359,900	418,500	449,500
再任用職員	55	247,500	305,400	361,300	419,100	450,200
	56	248,200	306,500	362,700	419,700	450,900
員以外	57	248,800	307,700	363,700	420,300	451,600
の職員	58	249,500	308,800	364,900	420,900	452,300
	59	250,200	309,900	366,100	421,500	453,000
	60	250,900	311,000	367,400	422,100	453,700

61	251,600	311,900	368,600	422,700	454,300
62	252,300	312,700	369,200	423,300	455,000
63	252,900	313,500	369,800	423,900	455,700
64	253,500	314,300	370,400	424,500	456,400
65	254,000	314,900	370,800	425,100	456,900
66	254,500	315,600	371,300	425,700	457,600
67	255,000	316,300	371,800	426,300	458,300
68	255,500	317,000	372,300	426,900	459,000
69	255,800	317,800	372,900	427,600	459,500
70			373,400	428,200	460,200
71			373,900	428,800	460,900
72			374,400	429,400	461,600
73			375,000	430,100	462,100
74			375,500	430,700	462,800
75			376,000	431,300	463,500
76			376,500	431,900	464,200
77			377,100	432,600	464,700
78			377,600	433,300	465,400
79			378,100	434,000	466,100
80			378,600	434,700	466,800
81			379,200	435,200	467,300
82			379,700	435,900	
83			380,200	436,600	
84			380,700	437,300	
85			381,300	437,800	
86			381,800	438,500	
87			382,300	439,200	
88			382,800	439,900	
89			383,400	440,400	
90			383,900	441,100	
91			384,400	441,800	
92			384,900	442,500	
93			385,400	443,000	
94			385,900	443,700	
95			386,400	444,400	
96			386,900	445,100	
97			387,500	445,600	
98			388,000		
99			388,500		
100			389,000		
101			389,600		
102			390,100		
103			390,600		
104			391,100		
105			391,700		
106			392,200		

	107			392,700		
	108			393,200		
	109			393,800		
	110			394,300		
	111			394,800		
	112			395,300		
	113			395,900		
再任用職員		218,900	249,100	283,400	325,500	355,200

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第5条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,900
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,600
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	442,400
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,200
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,100
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	450,800
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	453,500
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,200
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	459,000
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	461,600

27	181,100	250,500	340,300	384,500	464,200
28	183,200	253,200	342,200	386,400	466,700
29	185,200	256,000	344,200	388,300	469,300
30	187,000	258,400	345,900	390,300	471,900
31	188,800	260,800	347,600	392,300	474,500
32	190,600	263,200	349,300	394,300	477,100
33	192,400	265,200	350,800	396,100	479,400
34	194,300	267,700	352,300	397,900	481,900
35	196,200	270,100	353,800	399,500	484,400
36	198,100	272,500	355,300	401,300	486,900
37	199,800	274,700	356,700	403,000	489,500
38	201,700	276,600	358,100	404,600	492,000
39	203,600	278,500	359,500	406,200	494,500
40	205,500	280,400	360,900	407,800	497,000
41	207,500	282,100	361,900	409,400	499,600
42	209,400	283,400	363,100	411,000	501,900
43	211,300	284,700	364,400	412,600	504,200
44	213,200	286,000	365,600	414,200	506,500
45	215,100	287,000	366,900	415,800	508,600
46	217,100	288,300	368,200	417,400	510,200
47	219,100	289,600	369,500	419,000	511,800
48	221,100	290,900	370,800	420,600	513,400
49	222,900	292,300	371,900	422,000	515,100
50	224,900	293,600	373,200	423,500	516,600
51	226,900	294,900	374,500	425,000	518,000
52	228,900	296,200	375,800	426,500	519,500
53	230,700	297,400	376,900	428,000	520,800
54	232,700	298,700	378,000	429,400	522,000
55	234,700	300,000	379,100	430,800	523,200
56	236,700	301,300	380,200	432,200	524,400
57	238,400	302,400	381,100	433,400	525,600
58	239,900	303,600	382,000	434,800	526,600
59	241,300	304,800	382,900	436,200	527,600
60	242,800	306,000	383,800	437,600	528,600
61	244,100	307,100	384,500	438,700	529,700
62	245,500	308,200	385,300	439,700	530,600
63	246,900	309,300	386,200	440,700	531,500
64	248,300	310,400	387,100	441,700	532,400
65	249,800	311,600	387,800	442,600	533,300
66	251,200	312,700	388,600	443,500	534,200
67	252,600	313,800	389,400	444,400	535,100
68	254,000	314,900	390,200	445,300	536,000
69	255,300	316,100	391,000	446,000	537,000
70	256,800	317,200	391,700	446,900	537,900
71	258,300	318,300	392,400	447,800	538,800
72	259,800	319,400	393,100	448,700	539,700

73	261,200	320,300	393,900	449,400	540,700
74	262,600	321,400	394,600	450,300	
75	264,000	322,500	395,300	451,200	
76	265,400	323,600	396,000	452,100	
77	266,500	324,700	396,800	452,800	
78	267,800	325,700	397,400	453,700	
79	269,100	326,700	398,100	454,600	
80	270,400	327,700	398,800	455,500	
81	271,800	328,800	399,500	456,200	
82	273,100	329,600	400,200	457,100	
83	274,400	330,300	400,900	458,000	
84	275,700	331,100	401,600	458,900	
85	276,900	332,000	402,200	459,600	
86	278,200	332,600	402,900		
87	279,500	333,200	403,600		
88	280,800	333,800	404,300		
89	281,900	334,200	404,900		
90	283,100	334,800	405,600		
91	284,300	335,400	406,300		
92	285,500	336,000	407,000		
93	286,600	336,400	407,600		
94	287,600	336,900	408,300		
95	288,600	337,400	409,000		
96	289,600	337,900	409,700		
97	290,200	338,500	410,300		
98	291,100	339,000	411,000		
99	292,000	339,500	411,700		
100	292,900	340,000	412,400		
101	293,800	340,600	413,000		
102	294,500	341,100			
103	295,200	341,600			
104	295,900	342,100			
105	296,700	342,700			
106	297,200	343,200			
107	297,700	343,700			
108	298,200	344,200			
109	298,700	344,800			
110	299,100				
111	299,500				
112	299,900				
113	300,300				
114	300,700				
115	301,100				
116	301,500				
117	301,900				
118	302,300				

再任
用職
員以
外の
職員

	119	302,700				
	120	303,100				
	121	303,400				
再任用職員		216,300	262,000	288,000	331,400	391,600

備考 この表は、北海道警察本部の科学捜査研究所及び方面本部の鑑識課に置く科学捜査研究室に勤務し、研究及び実験による犯罪鑑識の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第5条関係)

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,100
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,600
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,100
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	396,600
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	398,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	401,200
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	403,600
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	406,000
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	408,400
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	410,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	412,800
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	415,000
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	417,100
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	419,300
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	421,500
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	423,700
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400	425,700
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600	427,600
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800	429,500
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000	431,400
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000	433,200
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000	434,900
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000	436,600
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000	438,200
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000	439,700
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900	441,300
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800	442,900
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700	444,500

	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400	446,200
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100	447,800
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900	449,400
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700	451,000
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600	452,500
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400	454,000
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200	455,500
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000	457,000
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700	458,300
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400	459,200
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100	460,100
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700	461,000
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200	462,000
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800	462,900
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400	463,800
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000	464,700
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700	465,700
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300	466,400
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900	467,200
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500	468,000
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000	468,900
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500	
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000	
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500	
	57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800	
	58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700	
	59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600	
	60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500	
	61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400	
	62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300	
	63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200	
	64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100	
	65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000	
	66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800	
	67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600	
	68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400	
	69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200	
	70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400	449,000	
	71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100	449,800	
	72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800	450,600	
	73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600	451,400	
	74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200	452,200	
	75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800	453,000	
	76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400	453,800	
再任	77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000	454,600	
用職	78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600	455,400	
員以	79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200	456,200	

80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800	457,000
81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300	457,800
82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900	
83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500	
84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100	
85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600	
86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200	
87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800	
88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400	
89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800	
90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400	
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000	
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600	
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100	
94	283,600	318,200	353,600	372,900		
95	284,600	319,000	354,300	373,400		
96	285,600	319,800	355,000	373,900		
97	286,500	320,500	355,500	374,500		
98	287,300	321,200	356,000	375,000		
99	288,100	321,900	356,500	375,500		
100	289,000	322,600	357,000	376,000		
101	289,800	323,100	357,600	376,600		
102	290,600	323,700	358,100	377,100		
103	291,400	324,300	358,600	377,600		
104	292,200	324,900	359,100	378,100		
105	292,900	325,300	359,700	378,700		
106	293,400	325,800	360,200	379,200		
107	293,900	326,300	360,700	379,700		
108	294,400	326,800	361,200	380,200		
109	294,900	327,300	361,700	380,800		
110	295,300	327,700	362,200	381,300		
111	295,700	328,100	362,700	381,800		
112	296,100	328,500	363,200	382,300		
113	296,500	328,900	363,700	382,900		
114	296,900	329,300	364,200			
115	297,300	329,700	364,700			
116	297,700	330,000	365,100			
117	298,000	330,300	365,500			
118	298,400	330,700				
119	298,800	331,100				
120	299,200	331,500				
121	299,500	331,700				
122	299,900	332,100				
123	300,300	332,500				
124	300,700	332,900				
125	300,900	333,100				

126	301,300	333,500					
127	301,700	333,900					
128	302,100	334,300					
129	302,300	334,600					
130	302,700	335,000					
131	303,100	335,400					
132	303,500	335,800					
133	303,700	336,100					
134	304,100	336,500					
135	304,500	336,900					
136	304,900	337,300					
137	305,100	337,600					
138	305,500	338,000					
139	305,900	338,400					
140	306,300	338,800					
141	306,500	339,100					
142	306,900	339,500					
143	307,300	339,900					
144	307,700	340,300					
145	307,900	340,600					
146	308,300						
147	308,700						
148	309,100						
149	309,300						
150	309,600						
151	309,900						
152	310,200						
153	310,600						
154	310,900						
155	311,200						
156	311,500						
157	311,900						
再任用職員	233,800	258,600	266,000	276,400	293,600	331,700	377,500

備考 この表は、北海道警察本部、方面本部等に勤務する保健師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の115」を「100分の117.5」に改める。

第22条の4第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の85」を「100分の87.5」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の32.5」に、「100分の40」を「100分の42.5」に改める。

第23条第2項の表中「26,380円」を「26,060円」に、「14,580円」を「14,400円」に、「10,340円」を「10,220円」に、「23,360円」を「23,080円」に、「13,060円」を「12,900円」に、「8,800円」を「8,700円」に、「22,540円」を「22,260円」に、「12,860円」を「12,700円」に、「8,600円」を「8,500円」に改める。

附則第32項中「100分の0.975」を「100分の1.0125」に、「100分の1.275」を「100分の1.3125」に、「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の85」を

「100分の87.5」に改める。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第23条関係）

地域の区分	地 域
1級地	旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、留萌市、稚内市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市及び伊達市（大滝区の区域に限る。） 空知総合振興局管内のうち 奈井江町、上砂川町、浦白町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町 後志総合振興局管内のうち ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町及び赤井川村 胆振総合振興局管内のうち 厚真町、安平町及びむかわ町（穂別栄、穂別仁和、穂別和泉、穂別豊田、穂別、穂別稲里、穂別長和、穂別平丘、穂別安住、穂別富内及び穂別福山の区域に限る。） 日高振興局管内のうち 日高町（字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域に限る。）及び平取町 上川総合振興局管内 留萌振興局管内のうち 小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町及び天塩町 宗谷総合振興局管内 オホーツク総合振興局管内 十勝総合振興局管内のうち 音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町 釧路総合振興局管内 根室振興局管内
2級地	札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市、苫小牧市、美瑛市、江別市、三笠市、千歳市、登別市、恵庭市、伊達市（大滝区の区域を除く。）、北広島市及び石狩市 空知総合振興局管内のうち 南幌町、由仁町、長沼町、栗山町及び月形町 石狩振興局管内 後志総合振興局管内のうち 島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹

	町、古平町、仁木町及び余市町 胆振総合振興局管内のうち 豊浦町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町及びむかわ町（穂別栄、穂別仁和、穂別和泉、穂別豊田、穂別、穂別稲里、穂別長和、穂別平丘、穂別安住、穂別富内及び穂別福山の区域を除く。） 日高振興局管内のうち 日高町（字千栄、字日高、字富岡、字三岩、本町東、本町西、栄町東、栄町西、新町、松風町、宮下町、山手町及び若葉町の区域を除く。）、新冠町、浦河町、様似町、えりも町及び新ひだか町 渡島総合振興局管内のうち 長万部町 檜山振興局管内のうち 今金町及びせたな町 留萌振興局管内のうち 増毛町 十勝総合振興局管内のうち 広尾町
3級地	函館市及び北斗市 渡島総合振興局管内のうち 松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町及び八雲町 檜山振興局管内のうち 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及び奥尻町

備考 この表に掲げる名称は、平成23年4月1日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
第3条 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「100分の99.76」を「100分の99.59」に改め、「相当する額」の次に「（給与条例附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」を加え、「又は第22項」を「、第22項又は第28項」に改める。

附則第11項中「附則第22項中」を「附則第22項本文中」に、「第6条」を「附則第28項」に、「とする」を「と、同項ただし書中「給料月額、」とあるのは「給料月額及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給

料の額並びに」と、「並びに」とあるのは「及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額は第5条及び第6条並びに平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定により定められる額とし、」と、「第5条」とあるのは「第5条」とする」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第22条第2項（同条第3項、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年北海道条例第53号。以下「平成22年道職員改正条例」という。）第3条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）第6条第2項又は平成22年道職員改正条例第5条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第9条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項（これらの規定を北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第26条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項若しくは附則第28項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第4条第1項又は公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（この項後段において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「警察職員給与条例」という。）、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例

第78号。以下「学校職員給与条例」という。）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号。以下「企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第28項の規定、平成22年道職員改正条例第1条の規定による改正後の道職員給与条例附則第29項の規定又は北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年北海道条例第54号）第1条の規定による改正後の学校職員給与条例附則第27項の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）が施行されていたとした場合においてもこれらの項の規定の適用を受けず、かつ、北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）附則第8項から第10項までの規定、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号）附則第8項から第10項までの規定又は北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第47号）附則第8項から第10項までの規定（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第48号）附則第2項において準用する場合を含む。）の適用を受けない職員に限る。）若しくはこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるものであるもの若しくは道職員給与条例第4条第1項第4号アに規定する医療職給料表⁽¹⁾若しくは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（警察職員給与条例第13条の2第2項、道職員給与条例第11条の2第2項及び学校職員給与条例第10

条の2の5第2項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に規定する人事委員会規則で定める額並びに企業職員給与条例第6条の2に規定する単身赴任手当のうちこれに相当する額を除く。）、特勤勤務手当（警察職員給与条例第14条の3、道職員給与条例第12条の3又は企業職員給与条例第8条第2項若しくは第3項の規定による手当を含む。）、へき地手当（学校職員給与条例第11条の3の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）による手当を含む。）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.29を乗じて得た額に、8（平成22年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、8から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数に相当する数を減じた数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号俸
警察職員給与条例第5条第1項第1号に規定する公安職給料表	1級	1号俸から92号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から72号俸まで
	4級	1号俸から56号俸まで
	5級	1号俸から32号俸まで
	6級	1号俸から24号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで
警察職員給与条例第5条第1項第2号、道職員給与条例第4条第1項第1号又は学校職員給与条例第5条第1項第1号に規定する行政職給料表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
警察職員給与条例第5条第1項第3号又は道職員給与条例第4条第1項第2号に規定する海事職給料表	1級	1号俸から69号俸まで
	2級	1号俸から69号俸まで
	3級	1号俸から56号俸まで
	4級	1号俸から40号俸まで
	5級	1号俸から28号俸まで

警察職員給与条例第5条第1項第4号又は道職員給与条例第4条第1項第3号に規定する研究職給料表	1級 2級 3級 4級 5級	1号俸から96号俸まで 1号俸から72号俸まで 1号俸から40号俸まで 1号俸から24号俸まで 1号俸から4号俸まで
警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表又は道職員給与条例第4条第1項第4号ウに規定する医療職給料表(3)	1級 2級 3級 4級 5級 6級	1号俸から96号俸まで 1号俸から80号俸まで 1号俸から56号俸まで 1号俸から44号俸まで 1号俸から28号俸まで 1号俸から8号俸まで
道職員給与条例第4条第1項第4号イに規定する医療職給料表(2)	1級 2級 3級 4級 5級 6級	1号俸から85号俸まで 1号俸から72号俸まで 1号俸から56号俸まで 1号俸から44号俸まで 1号俸から28号俸まで 1号俸から12号俸まで
学校職員給与条例第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)	1級 2級 3級	1号俸から92号俸まで 1号俸から72号俸まで 1号俸から24号俸まで
学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表(2)	1級 2級 3級	1号俸から92号俸まで 1号俸から84号俸まで 1号俸から40号俸まで
市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する教育職給料表	1級 2級 特2級 3級	1号俸から92号俸まで 1号俸から84号俸まで 1号俸から48号俸まで 1号俸から40号俸まで

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.29を乗じて得た額（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）
- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第28項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(人事委員会規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

5 北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第8項中「及び附則第14項」を「、附則第14項」に、「の規定にかかわらず」を「及び附則第17項の規定により読み替えて適用する警察職員給与条例附則第28項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「並びに警察職員給与条例第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額」を「、警察職員給与条例第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額並びに附則第17項の規定により読み替えて適用する警察職員給与条例附則第28項の規定により給与から減ずる額の算出の基礎となる給料月額」に改める。

附則に次の3項を加える。

(警察職員給与条例附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

16 育児短時間勤務職員等に対する警察職員給与条例附則第28項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号俸の給料月額」とあるのは「号俸の給料月額に勤務時間等条例第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額」と、「同条ただし書の規定の」とあるのは「第15条ただし書の規定の」と、「当該最低の号俸の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

17 短時間勤務職員に対する警察職員給与条例附則第28項第1号の規定の適用については、同号中「号俸の給料月額」とあるのは「号俸の給料月額に勤務時間等条例第2条第4項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た

数(以下この号において「算出率」という。)を乗じて得た額」と、「同条ただし書の規定の」とあるのは「第15条ただし書の規定の」と、「当該最低の号俸の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

18 警察職員給与条例附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第26条の規定の適用については、同条中「これらの規定」とあるのは、「警察職員給与条例附則第30項」とする。

(北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

6 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(警察職員給与条例附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

第9条 警察職員給与条例附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第16条第3項の規定の適用については、同項中「これらの規定」とあるのは、「警察職員給与条例附則第30項」とする。

(北海道職員等の修学部分休業に関する条例の一部改正)

7 北海道職員等の修学部分休業に関する条例(平成17年北海道条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(警察職員給与条例附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する修学部分休業取得中の給与)

8 警察職員給与条例附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員(以下この項において「減額支給対象職員」という。)についての第3条第1項の規定により勤務しない1時間につき給与から減額する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した減額する額から、給料月額(人事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該給料月額に、人事委員会規則で定める額を加算した額)に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(警察職員給与条例附則第28項第1号に規定する最低号俸に達しない場合にあっては、当該減額支給対象職員の給料月額から当該減額支給対象職員の属

する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額（人事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

（北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

- 8 北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（警察職員給与条例附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する高齢者部分休業取得中の給与）

- 8 警察職員給与条例附則第28項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下この項において「減額支給対象職員」という。）についての第3条第1項の規定により勤務しない1時間につき給与から減額する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した減額する額から、給料月額（人事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該給料月額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（警察職員給与条例附則第28項第1号に規定する最低号俸に達しない場合にあっては、当該減額支給対象職員の給料月額から当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額（人事委員会規則で定める手当を受ける職員にあっては、当該額に、人事委員会規則で定める額を加算した額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
-